

所有する山林を管理したい

木材流通促進事業

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8237

本事業の役割

木材生産を増やして供給体制の確立を図りつつ、森林所有者の収入増加を目的として、木材を運ぶ際に発生する経費に対して支援します。

対象者の要件は？

- ①申請者が市内に住所を有していること
- ②伐採対象が市内に所在する森林であること
- ③申請者が過年度の市税を滞納していないこと

どのような事業内容？

運搬する経費に対して、伐採木材の材積1立方メートルまたは重量1トン当たり1,000円の補助が受けられます。ただし、その額に100円未満の端数があるときは端数を切り捨てます。

交付条件は？

伐採木材(※1)を原木市場(※2)に運搬する作業において、1回当たりの作業で木材運搬量が0.5立方メートル以上であることが必要になります。

※1…市内で伐採された木材又は市内で伐採した後も山林に残置されている未利用材。

※2…森林組合連合会又は民間会社が経営する原木等を卸売りする場所、又は木材加工工場。

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ事前相談
- (2) 申請書の提出
- (3) 事業実施
- (4) 請求書の提出

